

様式第7号（第7条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

7田広環第1498-12号

住 所 飯塚市上三緒1番47
氏 名 有限会社 日本ダストサービス
代表取締役 竹下 洋一
(法人にあつては、名称及び代表者名)

令和8年1月30日付で申請のあつた一般廃棄物収集運搬業については、田川地区広域環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり許可する。

令和8年4月1日

田川地区広域環境衛生施設組合
組合長 永原 譲二



記

営業所の所在地及び名称	飯塚市上三緒1番47 有限会社 日本ダストサービス
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物事業系ごみ（可燃ごみ・粗大ごみ（木製品のみ））
営業区域	田川市、川崎町
許可有効期間	自 令和 8年 4月 1日 至 令和 9年 3月 31日
許可の条件	関係法令を厳守すること。 なお、許可期間中であっても不適格と認められることが生じた場合には、許可を停止するものとする。

※注意事項及び許可取消し事項

- 1 契約事業所の変更がある場合又は、提出書類の変更がある場合は速やかに許可変更届を提出すること。
- 2 事業系ごみと一般家庭臨時ごみの混載を行わないこと。
- 3 産業廃棄物を持込んだ時又は、許可区域及び契約事業所以外の廃棄物を持込んだ時。